## 大洲市パートナーシップ宣誓制度における行政サービスについて

## (利用可能となるサービス)

項目(事業名等)	サービス内容	担当部署
市営住宅の申込等	パートナーシップ宣誓を行ったパートナーは、親族として取り 扱う。(入居申請、同居申請)	都市整備課
入院時の症状説明、面会及 び手術時の同意	入院時の症状説明、面会及び手術の同意について、パートナーシップ宣誓を行ったパートナーは、家族同様の取り扱いを行う。	市立大洲病院事務課
救急搬送証明書の交付	救急自動車で医療機関等に救急搬送された事案について の証明書の交付を、本人に代わりパートナーが申請できる。	大洲消防署
り災証明書の交付(火災)	火災により被害を受けた方で、証明書が必要な方のパート ナーが代理申請をすることができる。	大洲消防署
り災証明書の交付(火災以 外)	災害(火災及び雷に起因するものを除く)に遭った方で、「り災証明」及び「り災届出証明」が必要な方のパートナーが代理申請をすることができる。	税務課 商工産業課 農林振興課